

原議保存期間5年
(平成28年12月31日まで)

各都道府県警察の長 殿

(参考送付先)

庁内各局部課長
各附属機関の長
各地方機関の長

警察庁 丙給厚発第19号、丙生企発第96号

丙刑企発第53号、丙組企分発第16号

丙交企発第54号、丙備企発第50号

丙外外事発第27号、丙情企発第38号

平成23年7月7日

警察庁長官官房長

警察庁生活安全局長

警察庁刑事局長

警察庁交通局長

警察庁警備局長

警察庁情報通信局長

平成23年度警察庁犯罪被害者支援推進計画の策定について

警察庁では、「犯罪被害者支援要綱の制定について」(平成23年7月7日付け警察庁乙官発第10号等)のとおり、犯罪被害者支援要綱を制定したところであり、同要綱に基づき、別添のとおり「平成23年度警察庁犯罪被害者支援推進計画」を策定したので、各都道府県警察にあっては、本計画を踏まえ、各都道府県警察の実情に応じた計画を策定し、犯罪被害者支援の一層の推進に努められたい。

平成23年度警察庁犯罪被害者支援推進計画

凡例

「 」印は、平成23年度に新たに推進する施策を示す。

第1 損害回復・経済的支援への取組

1 損害賠償の請求についての援助等

(1) 損害賠償請求制度等に関する情報提供の充実

ア 損害賠償請求制度等の被害者のための制度に関する情報提供の充実（給与厚生課）

(2) 暴力団犯罪による被害の回復の支援の充実

ア 暴力団犯罪等による被害の回復の支援（暴力団対策課）

イ 都道府県暴力追放運動推進センターの円滑な運営への配慮（暴力団対策課）

(3) 犯罪利用預金口座等対策による被害回復の促進

ア 振り込め詐欺、悪質商法事犯、ヤミ金融事犯等の被害認知時における口座凍結のための金融機関への情報提供など、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成19年法律第133号）に係る金融機関への適切な対応（刑事企画課、捜査第二課、生活安全企画課、生活経済対策管理官）

イ 被害回復分配金の支払手続に関する犯罪被害者への教示の徹底（生活安全企画課、刑事企画課）

ウ 振り込め詐欺、悪質商法事犯、ヤミ金融事犯等の検挙と犯罪収益に着目した捜査活動の推進（捜査第二課、生活経済対策管理官）

エ 捜査の過程で犯人が利用していた各種名簿を発見した場合における、当該名簿登載者に対する名簿登載事実の連絡等注意喚起の実施（生活経済対策管理官）

オ 消費者行政担当課や消費生活センター等関係機関との緊密な連携による被害回復への支援（生活経済対策管理官）

(4) 速やかな還付手続等の徹底

ア 古物営業法（昭和24年法律第108号）第27条に基づく自動二輪車及び原動機付自転車の盗品等に関する情報の盗品売買等防止団体への提供（生活安全企画課）

イ 盗品等照会業務の運用による被害品の早期発見及び被害回復の促進（捜査第一課）

ウ 古物競りあっせん業者との連携によるインターネット・オークションにおける盗品の流通防止の推進（情報技術犯罪対策課）

エ 税関との連携による盗難自動車等の輸出阻止対策の推進（捜査第一課）

オ 運輸支局等との連携による盗難自動車不正登録の未然防止対策の推進（捜査第一課、地域課）

カ カーナビゲーション等の盗品等に関する情報提供の推進（生活安全企画課、捜査第一課）

キ 証拠品の適正な保管・管理を通じた被害品の早期還付（又は仮還付）手続の実施（各課共通）

2 給付金の支給に係る制度の充実等

(1) 犯罪被害給付制度の運用改善

ア 犯罪被害給付制度等の周知徹底（給与厚生課）

イ 犯罪被害者に対する犯罪被害給付制度の確実な教示（給与厚生課、関係課）

ウ 迅速かつ的確な裁定に向けた業務管理の促進（給与厚生課）

- エ 求償権の適切な行使（給与厚生課）
- オ 犯罪被害給付事務処理システムの適切な運用（給与厚生課、情報管理課）
- (2) 公益財団法人犯罪被害救援基金との連携
 - ア 公益財団法人犯罪被害救援基金が行う犯罪被害者に対する支援金支給事業への協力（給与厚生課）
 - イ 公益財団法人犯罪被害救援基金の行う奨学事業への協力（給与厚生課）
- (3) 医療費等の負担軽減
 - ア 緊急避妊等の適切な公費負担による医療費負担の軽減（給与厚生課、捜査第一課）
 - イ 司法解剖後の遺体搬送費等に対する措置（給与厚生課、捜査第一課）【再掲：第3(5)ア(I)】
 - ウ 診断書、初診料、検案書料等の公費負担による医療費等の負担軽減（給与厚生課、捜査第一課）
- 3 被害直後における居住場所の確保
 - ア 緊急避難場所の確保に要する経費の都道府県警察に対する補助など犯罪被害者の負担軽減（給与厚生課）
 - イ 国土交通省所掌の「犯罪被害者等の公営住宅への入居」への適切な対応（給与厚生課、関係課）

第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

1 精神的被害回復への支援

- (1) 性犯罪被害者に対するカウンセリングの充実
 - ア カウンセリング職員に対する専門研修の推進及び犯罪被害者に対する効果的なカウンセリングの実施（給与厚生課）【再掲：第2-3(1)イ(ウ)】
 - イ 女性警察官の性犯罪捜査員への指定の更なる促進、性犯罪指導官等による指導の徹底等による組織体制の整備及び実務能力向上（捜査第一課）【再掲：第2-3(2)ア】
- (2) 被害少年が受ける精神的打撃軽減のための継続的支援の推進
 - ア 少年補導職員による被害少年に対するカウンセリング等継続的支援の実施（少年課）
 - イ 被害少年の特性に配慮した支援活動の推進（少年課）
 - (ア) 被害少年支援のための組織的な推進体制の強化
 - (イ) 少年補導職員の効果的な配置・運用と専門的能力の向上
 - (ウ) 「児童虐待対応マニュアル」等被害少年支援に資する教材、資料の活用促進
 - (エ) 「児童ポルノ排除総合対策」及び「児童ポルノの根絶に向けた重点プログラム」に基づく被害児童支援の推進
 - ウ 部外専門家、関係機関、ボランティアとのネットワークの構築・連携等（少年課）
 - (ア) 地域にあって保護者等と連絡を密接に取りつつ、きめ細かな訪問活動等を行うボランティアである「被害少年サポーター」の設置及び活用の促進
 - (イ) 支援担当職員に関し専門的助言を行う臨床心理学、精神医学等の部外専門家である「被害少年カウンセリングアドバイザー」の設置の促進
 - (ウ) 被害少年に関わる関係機関等との連携の強化と要保護児童対策地域協議会への参画促進【再掲：第2-2(5)オ】
 - (エ) 被害少年、特に児童虐待及び児童買春・ポルノ事犯の被害者の保護に向けた警察庁と関係省庁との連携強化【再掲：第2-2(5)カ】
- エ 性的虐待や児童ポルノ事犯の被害児童からの客観的聴取技法の検討（少年課）
- オ その他

- (7) 少年に対する暴力団への加入強要等の規制、援護等の措置（暴力団対策課）
- (1) 都道府県暴力追放運動推進センターが実施する少年指導委員等に対する研修の支援（暴力団対策課）
- (3) その他
 - ア 性犯罪被害者対応拠点モデル事業の検証及び関係省庁等への情報提供（給与厚生課、捜査第一課）
 - イ 各種マニュアルの効果的な活用
 - (7) 被害者支援員のための犯罪被害者支援マニュアルの活用（給与厚生課）
 - (1) 児童虐待対応マニュアルの活用（少年課）
 - (ウ) 捜査員のための被害者対応マニュアルの活用（刑事企画課）
 - (I) 交通事故被害者への対応に関するマニュアルの活用(交通指導課)

2 安全の確保

- (1) 子どもを対象とする暴力的性犯罪の再犯防止
 - ア 子ども対象・暴力的性犯罪出所者の再犯防止措置制度の適切な運用（生活安全企画課）
 - イ 犯罪被害者に関する個人情報の保護に配慮した地域における犯罪発生状況等の情報提供の推進（生活安全企画課、地域課）【再掲：第5-(4)】
 - ウ 加害者に関する情報共有の拡充（生活安全企画課）
- (2) 犯罪被害者に関する情報の保護
 - ア 犯罪被害者の氏名に関する適切な報道発表の実施（総務課、刑事企画課、関係課）
 - イ 犯罪被害者に関する情報の保護の徹底（各課共通）
- (3) 再被害防止措置の推進
 - ア 刑事施設等との円滑な連携による再被害防止措置の推進（刑事企画課）
 - イ 再被害防止措置の把握と実施状況を踏まえた指導の推進（刑事企画課、関係課）
 - ウ 再被害防止に向けた関係機関の連携の充実（生活安全企画課、少年課、保安課）【再掲：第2-2(5)ア】
 - エ 再被害防止用装備資機材の活用の推進（各課共通）
- (4) 保護対策の推進
 - ア 保護対策の推進（暴力団対策課）
 - イ 事務所撤去運動等を推進する住民の安全確保の推進（暴力団対策課）
 - ウ 暴力団の不当要求に関する事業者に対する援助の措置（暴力団対策課）
 - エ 暴力団の不当要求に関する責任者講習の実施（暴力団対策課）
 - オ その他企業対象・行政対象暴力対策の推進（暴力団対策課）
- (5) 再被害防止に向けた関係機関との連携の充実
 - ア 再被害防止に向けた関係機関の連携の充実（生活安全企画課、少年課、保安課）【再掲：第2-2(3)ウ】
 - イ ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等の女性被害者支援の関係機関・団体等との連携強化（生活安全企画課）【再掲：第4-2(5)I】
 - ウ 防犯指導、他機関への紹介等の方法による適切な自衛・対応策の教示、相手方への指導警告等、被害者の立場に立った対応の推進（生活安全企画課、捜査第一課）【再掲：第4-2(5)オ】
 - エ ストーカー事案及び配偶者暴力事案の被害者に対し、市区町村が実施する住民基本台帳閲覧制限等に係る支援の実施（生活安全企画課）【再掲：第4-2(5)カ】
 - オ 被害少年に関わる関係機関等との連携の強化と要保護児童対策地域協議会への参画促進（少年課）【再掲：第2-1(2)ウ(ウ)】

カ 被害少年、特に児童虐待及び児童買春・ポルノ事犯の被害者の保護に向けた警察庁と関係省庁との連携強化(少年課)【再掲：第2-1(2)ウ(I)】

(6) 児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための教養等の実施

ア 児童虐待の早期発見と被害少年の早期保護の推進(少年課)

イ 援助要請への適切な対応(少年課、捜査第一課、地域課、給与厚生課)

ウ 適切な事件化と被害児童の支援(少年課、捜査第一課)

エ 「児童虐待対応マニュアル」の都道府県への周知徹底(少年課)

(7) 行方不明者対策の強化

ア 行方不明事案の認知時における迅速かつ広範囲な捜索及び情報収集の実施(生活安全企画課、地域課、捜査第一課、犯罪鑑識官)

(8) その他

ア 右翼による悪質な街頭宣伝活動等への対策の推進

(7) 地域住民の生活の平穏を害する悪質な街頭宣伝活動等への適切な対応(公安課)

(1) いわゆるえせ右翼行為の取締り、被害の防止、回復等(暴力団対策課)

3 保護、捜査、公判の過程における配慮

(1) 研修の充実

ア 学校教養の推進

(7) 採用時・昇任時教養における犯罪被害者支援に関する授業の推進(人事課)

(1) 各部門別任用科及び各種専科教養における犯罪被害者支援に関する授業の推進(人事課)

(9) 犯罪被害者支援に関する専門教養の推進(人事課、関係課)

イ 研修会等各種教養機会の活用等

(7) 警察職員に対する研修の充実等(給与厚生課、人事課)

(1) 犯罪被害者支援に携わる警察職員への専門的な研修の充実等(給与厚生課、少年課)

(9) カウンセリング職員に対する専門研修の推進及び犯罪被害者に対する効果的なカウンセリングの実施(給与厚生課)【再掲：第2-1(1)ア】

(1) 被害者支援団体、都道府県被害者連絡協議会等が主催するボランティア研修会やフォーラムへの参加等(給与厚生課)

(9) 犯罪被害者や被害者支援団体関係者による講演の実施(給与厚生課)

(1) 交通事故捜査員等に対する交通事故被害者遺族による講演の実施(交通指導課)

(9) 犯罪等による被害を受けた児童の継続的な支援を行う警察職員の技能修得(少年課)

(7) 被害少年支援担当職員に対する全国研修会(警察庁主催)、ブロック別研修会(管区主催)の開催(少年課)

(7) 性犯罪捜査指導に従事する女性警察官を対象とした性犯罪捜査専科等の実施(捜査第一課)

ウ 各種教養資料の作成等

(7) 被害者等支援ニューズレター、犯給ノートのほか、犯罪被害者の実態・心情、支援者の経験等を伝える犯罪被害者支援体験記等の心に響く各種教養資料の作成及び活用(給与厚生課)

(1) 交通事故被害者の体験や捜査員の対応に対する要望等を取りまとめた教養資料の作成及び活用(交通指導課)

(2) 女性警察官の配置等

ア 女性警察官の性犯罪捜査員への指定の更なる促進、性犯罪指導官等による指導の徹底等による組織体制の整備及び実務能力向上(捜査第一課)【再掲：第2-1(1)イ】

イ 「女性相談交番」、鉄道警察隊における「女性被害相談所」の効果的な運用(地域課)

【再掲：第4-2(1)イ、第4-2(4)ウ】

ウ 性犯罪捜査指導係の専務化（捜査第一課）

エ 犯罪被害者の身体等からの資料採取における女性警察官の活用の推進（犯罪鑑識官）

(3) 施設の改善

ア 事情聴取室等の設備の改善・整備（給与厚生課、関係課）

イ 被害者等のプライバシーの保護に配慮した車両の整備（給与厚生課、関係課）

第3 刑事手続への関与拡充への取組

(1) 医療機関における性犯罪被害者からの証拠採取等の促進

ア 医療機関における性犯罪被害者からの証拠採取等の促進等（捜査第一課、刑事企画課、犯罪鑑識官）

イ 性犯罪捜査用装備資機材の整備・充実（捜査第一課、刑事企画課、犯罪鑑識官）

ウ 産婦人科医会等とのネットワークの活用（捜査第一課）

(2) 刑事手続等に関する情報提供の充実

ア 「被害者の手引」の配布・適切な説明の実施（少年課、刑事企画課、交通指導課、給与厚生課）

イ 外国語版の「被害者の手引」の配布・適切な説明の実施（刑事企画課、給与厚生課、関係課）

ウ 性犯罪被害者用の「被害者の手引」の配布・適切な説明の実施（捜査第一課、刑事企画課、生活安全企画課、給与厚生課）【再掲：第4-2(4)イ】

エ 「悪質商法等被害者の手引」の配布・適切な説明の実施（生活経済対策管理官）

オ 現場配布用リーフレットの配布・適切な説明の実施（交通指導課）

カ 検視及び司法解剖に関するパンフレットの配布・適切な説明の実施（捜査第一課）

(3) 捜査に関する適切な情報提供等

ア 犯罪被害者の要望を踏まえた被害者連絡の実施（刑事企画課、交通指導課、関係課）

(4) 交通事故事件捜査の体制強化等

ア 交通事故事件捜査統括官等の運用（交通指導課）

イ 被害者連絡調整官の運用（交通指導課）

ウ 交通事故自動記録装置等の活用（交通指導課）

エ 簡略化した捜査書類の的確な運用による交通事故被害者の負担軽減（交通指導課）

(5) その他

ア 司法解剖に関する遺族への適切な対応

(ア) 礼を尽くした遺体取扱いのための遺体搬送車の増強整備（捜査第一課）

(イ) 遺族の心情に配慮した霊安室の整備促進（捜査第一課）

(ウ) 犯罪被害者の心情に配慮した適切な現場鑑識活動の実施（犯罪鑑識官）

(エ) 司法解剖後の遺体搬送費等に対する措置（給与厚生課、捜査第一課）【再掲：第1-2(3)イ】

第4 支援等のための体制整備への取組

1 支援体制の強化等

(1) 指定被害者支援要員制度の活用

ア 指定被害者支援要員制度の適正かつ効果的な活用（給与厚生課）

イ 支援要員の適切な運用

(ア) 犯罪の発生直後からの総合的・横断的な支援活動の促進（給与厚生課、関係課）

(イ) 多数の死傷者を伴う事件等にも的確に対応し得るようになるための「指定被害者支援要員」の集中運用等、本部主導による大規模支援体制の整備（給与厚生課）

- (ウ) 多数の遺体を伴う大規模災害・事故発生における広域緊急援助隊刑事部隊の運用による適切な遺族支援の実施（捜査第一課、給与厚生課）
- (2) 支援に携わる者への心理的影響に対する配慮
 - ア 犯罪被害者支援に従事する警察職員の代理受傷を防止、軽減するためのカウンセリングの実施等（給与厚生課、関係課）
- (3) 適切な評価と好事例の勧奨
 - ア 都道府県警察に対する犯罪被害者への情報提供等の支援に関する指導・督励及び好事例の勧奨（給与厚生課、関係課）
 - イ 犯罪被害者支援に関する好事例・好施策に関する個人・所属等に対する表彰の実施（給与厚生課、関係課）
 - ウ 犯罪被害者支援及び相談業務に関する適切な評価（給与厚生課、関係課）
- (4) その他
 - ア 犯罪被害者支援施策の推進状況の把握・調整、都道府県警察の指導（関係各課）
 - イ 犯罪被害者支援施策の効果の点検及び新たな施策の検討（関係課）

2 相談及び情報の提供等の充実

- (1) 相談体制の充実等
 - ア 警察における相談体制の充実（給与厚生課、生活安全企画課、少年課、捜査第一課、交通指導課）
 - イ 「女性相談交番」、鉄道警察隊における「女性被害相談所」の効果的な運用（地域課）
【再掲：第2-3(2)イ、第4-2(4)ウ】
 - ウ 「性犯罪被害110番」等の相談電話や相談窓口における相談活動の推進（捜査第一課、関係課）【再掲：第4-2(4)I】
 - エ 被害少年が相談しやすい環境の整備（少年課）【再掲：第4-2(6)】
 - (ア) 少年警察ボランティアの行うインターネット利用の少年相談への協力
 - (イ) 少年サポートセンターの部外施設への移転の促進
 - オ 振り込め詐欺の相談者等に対する適切な対応（生活安全企画課、捜査第二課）
 - カ 悪質商法事犯、ヤミ金融事犯等の相談への適切な対応（生活経済対策管理官）
 - キ 暴力団犯罪等の被害者特有の不安感に十分配慮した相談の受理・処理（暴力団対策課）
 - ク 交通安全活動推進センターにおける交通事故相談活動の推進（交通企画課）
 - ケ 交通安全活動推進センターにおけるカウンセリング等の専門的相談対応体制の更なる充実（交通企画課）
 - コ 交通事故等に係る意見の聴取の期日等の問い合わせへの対応（運転免許課）
 - サ 交通事故被害者による行政処分結果の問い合わせへの対応（運転免許課）
 - シ サイバー犯罪対策相談窓口における相談活動の推進（情報技術犯罪対策課）
 - ス 人身取引（トラフィッキング）事犯被害者の適切な保護（保安課）
- (2) 告訴・告発、被害届等の適切な受理
 - ア 告訴・告発又は被害届の適切な受理（各課共通）
 - イ 告訴・告発又は被害届がなされない事案について、被害者等の相談に適切に応じるとともに、被害者支援団体等の関係機関・団体を紹介するなどの適切な対応（各課共通）
- (3) 地域警察官による犯罪被害者への訪問・連絡活動の推進
 - ア 犯罪被害者への訪問・連絡活動の効果的な運用（地域課）
- (4) 性犯罪被害者による情報入手の利便性の拡大
 - ア 性犯罪被害申告の促進を図るための積極的な広報等の推進（捜査第一課、刑事企画課）
【再掲：第5(2)ウ(イ)】

- イ 性犯罪被害者用の「被害者の手引」の配布・適切な説明の実施（捜査第一課、刑事企画課、生活安全企画課、給与厚生課）【再掲：第3(2)ウ】
 - ウ 「女性相談交番」、鉄道警察隊における「女性被害相談所」の効果的な運用（地域課）【再掲：第2-3(2)イ、第4-2(1)イ】
 - エ 「性犯罪被害110番」等の相談電話や相談窓口における相談活動の推進（捜査第一課、関係課）【再掲：第4-2(1)ウ】
- (5) ストーカー事案、配偶者からの暴力事案への適切な対応
- ア ストーカー事案への適切な対応（生活安全企画課）
 - イ 配偶者からの暴力被害者の安全確保の強化（生活安全企画課）
 - ウ ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案における被害者連絡の実施（生活安全企画課、関係課）
 - エ ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等の女性被害者支援の関係機関・団体等との連携強化（生活安全企画課）【再掲：第2-2(5)イ】
 - オ 防犯指導、他機関への紹介等の方法による適切な自衛・対応策の教示、相手方への指導警告等、被害者の立場に立った対応の推進（生活安全企画課、捜査第一課）【再掲：第2-2(5)ウ】
 - カ ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案の被害者に対し、市区町村が実施する住民基本台帳閲覧制限等に係る支援の実施（生活安全企画課）【再掲：第2-2(5)イ】
- (6) 被害少年が相談しやすい環境の整備
- ア 少年警察ボランティアの行うインターネット利用の少年相談への協力（少年課）【再掲：第4-2(1)エ】
 - イ 少年サポートセンターの部外施設への移転の促進（少年課）【再掲：第4-2(1)イ】
- (7) 海外における邦人の犯罪被害者に対する支援
- ア 関係機関と連携した海外における邦人の犯罪被害に関する情報収集の実施（国際捜査管理官、国際テロリズム対策課、給与厚生課）
 - イ 関係機関と連携した遺族等への適切な支援の実施（給与厚生課、関係課）
- (8) コーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の養成への支援
- ア コーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の養成への支援（給与厚生課）
 - イ 特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワークが行う研修の充実と同ネットワークに対する協力（給与厚生課）【再掲：第4-3(1)エ】
 - ウ 被害者支援団体の活動の促進のための研修の推進（給与厚生課）【再掲：第4-3(1)オ】
 - エ 被害者支援連絡協議会における具体的想定事例に則した連携シミュレーションの実施、先進的な協議会関係者による実践的な研修会等の開催（給与厚生課）【再掲：第4-2(10)イ】
- (9) 関係機関・団体との連携の強化等
- ア 警察と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び情報提供の充実（給与厚生課）
 - イ 犯罪被害者支援ハンドブック（仮称）の作成・活用の推進（給与厚生課）
 - ウ 独立行政法人自動車事故対策機構の行う「交通遺児等貸付」に対する協力の実施（交通企画課、交通指導課）
 - エ 自助グループの紹介等（給与厚生課）
- (10) 被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークにおける連携の推進
- ア 犯罪被害者支援窓口が未設置の地方公共団体に対する窓口設置の働掛けの強化（給与厚生課）
 - イ 被害者支援連絡協議会における具体的想定事例に則した連携シミュレーションの実施、先進的な協議会関係者による実践的な研修会等の開催（給与厚生課）【再掲：第4-2(8)イ】

3 民間の団体に対する援助

(1) 民間の団体への支援の充実

- ア 被害者支援団体に対する相談業務の委託（給与厚生課）
 - イ 被害者支援団体に対する直接的支援業務の委託（給与厚生課）
 - ウ 被害者支援団体に対する被害者等支援に関する理解の増進等に係る業務の委託（給与厚生課）
 - エ 特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワークが行う研修の充実と同ネットワークに対する協力（給与厚生課）【再掲：第4-2(8)イ】
 - オ 被害者支援団体の活動の促進のための研修の推進（給与厚生課）【再掲：第4-2(8)ウ】
 - カ 地方公共団体から被害者支援団体への財政的支援が促進されるような働掛けの強化（給与厚生課）
 - (ア) 被害者支援団体への業務委託に係る国庫補助金に見合う都道府県予算の確保
 - (イ) 被害者支援団体に対する財政的支援についての市区町村の理解の確保
 - キ 様々な広報媒体を通じた犯罪被害者支援施策や民間の団体等に関する広報の実施（給与厚生課）【再掲：第5(2)ア】
- #### (2) 民間の団体との連携・協力の強化、犯罪被害者等早期援助団体に対する指導等
- ア 民間の団体との連携・協力の強化（給与厚生課、関係課）
 - イ 犯罪被害者等早期援助団体の指定制度の適切な運用（給与厚生課）
 - ウ 犯罪被害者等早期援助団体に対する指導（給与厚生課）

第5 国民の理解の増進と配慮・協力確保への取組

(1) 中学生・高校生を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」の開催等

- ア 「社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくり」に向けた取組みの推進（給与厚生課）
 - (ア) 講演者の精神的負担に対する十分な配慮、講演事業への自助グループ等の理解と協力の確保
 - (イ) 中学生及び高校生を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」等の開催
 - (ウ) 中学生及び高校生を対象とした「命の大切さを学ぶ教室作文コンクール」の開催
 - (エ) 講演の視聴者等に対するアンケート等効果検証の実施及び講演者等に対する検証結果のフィードバック
 - (オ) 大学生を対象とした犯罪被害者支援に係る講義と社会参加活動の促進

(2) 様々な広報媒体を通じた犯罪被害者支援施策に関する広報の実施

- ア 様々な広報媒体を通じた犯罪被害者支援施策や民間の団体等に関する広報の実施（給与厚生課）【再掲：第4-3(1)キ】
- イ 被害者等支援フォーラム等のあらゆる機会を活用した犯罪被害者の講演会等による広報啓発活動の推進
- ウ 各種被害相談窓口に関する積極的な広報の実施
 - (ア) 少年のための被害相談窓口の周知徹底と利用の促進（少年課）
 - (イ) 性犯罪被害申告の促進を図るための積極的な広報等の推進（捜査第一課、刑事企画課）
【再掲：第4-2(4)ア】
 - (ウ) サイバー犯罪相談窓口の周知徹底と利用の促進（情報技術犯罪対策課）
- エ 広報啓発資料「少年からのシグナル」を活用した被害少年支援啓発、少年相談及びヤングテレホンコーナーの利用の促進（少年課）
- オ 児童虐待等の被害抑止を図るためのリーフレット等による広報啓発活動の推進（少年課）
- カ 悪質商法事犯及びヤミ金融事犯の被害防止を目的に、インターネットのホームページやリ

ーフレット等を活用した広報啓発活動の推進（生活経済対策管理官）

キ 警察庁における犯罪被害者支援関連広報重点

- (ア) 5月中 生活経済事犯被害の未然防止対策の推進（生活経済対策管理官）
- (イ) 11月中 犯罪被害者支援活動の周知と参加の促進及び犯罪被害給付制度の周知徹底（給与厚生課）
- (ウ) 11月中 女性に対する暴力対策の推進（生活安全企画課）
- (エ) 11月中 児童虐待防止対策の推進（少年課）

ク 人身取引（トラフィッキング）被害の防止のための広報・啓発（保安課）

ケ 銃器犯罪被害者等によって構成される民間ボランティア団体と連携した銃器犯罪被害防止等のための広報啓発活動の推進（薬物銃器対策課）

(3) 交通事故被害者の声を反映した国民の理解増進

ア 交通事故被害者の手記を取りまとめた冊子等の作成・配布の推進（交通企画課）

イ ビデオや講習を通じた交通事故被害者の体験を伝える場の提供（運転免許課）

ウ 交通事故に関するデータの公表（交通企画課）

(4) 犯罪被害者の個人情報の保護に配慮した犯罪発生状況等の情報提供の実施

ア 犯罪被害者に関する個人情報の保護に配慮した地域における犯罪発生状況等の情報提供の推進（生活安全企画課、地域課）【再掲：第2-2(1)イ】